

新規就農支援緊急対策事業実施要綱

〔 制定 令和2年1月30日付け 元経営第2478号 農林水産事務次官依命通知 〕

第1 趣旨

日米貿易協定等の発効により国際競争が激化するとともに、近い将来の団塊世代の大量離農が迫る中、中山間地域を中心に担い手不足による生産基盤の弱体化が懸念されている。このような中、地域に定着する農業従事者を緊急的に確保するため、就職氷河期世代、早期退職者及び定年退職者を含めた幅広い世代への就農支援を進めていくことが重要である。

このため、就職氷河期世代（新規学卒採用が特に厳しかった1993年から2004年頃に学校卒業期を迎えた世代。以下同じ。）の研修期間中の資金交付、地域における受入体制の構築への支援、農業分野のリカレント教育（社会人の学び直し）の実施に必要な研修教育施設の整備及びシニア世代の新規就農に向けた研修を支援し、地域農業の支え手を緊急的に確保・育成する。

第2 事業の内容、事業実施主体等

事業の内容、事業実施主体及び補助率は別表のとおりとする。

第3 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対して補助する。

第4 事業計画等

1 事業計画等の作成

(1) 事業計画の作成

別記1、別記2及び別記3に掲げる事業を実施する全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）は、別記1、別記2及び別記3に定めるところにより事業計画を作成し、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に提出し、承認を得る。

(2) 都道府県事業計画の作成

別記4に掲げる事業を実施する都道府県の知事は、別記4に定めるところにより都道府県事業計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出し、承認を得る。

2 事業の着手

(1) 本事業については、原則として全国農業委員会ネットワーク機構又は都道府県が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。

- (2) やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、1の事業計画の承認後、その理由を具体的に明記した新規就農支援緊急対策事業交付決定前着手届（別紙様式第1号）を経営局長（別表の2にあっては地方農政局長）に提出するものとする。
- (3) (2)により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は補助金の交付が確実となってから着手するものとする。全国農業委員会ネットワーク機構又は都道府県は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

3 事業実績の報告

- (1) 別記1、別記2及び別記3に掲げる事業を実施する全国農業委員会ネットワーク機構は、別記1、別記2及び別記3に定めるところにより事業実績報告を作成し、経営局長に報告する。
- (2) 別記4に掲げる事業を実施する都道府県の知事は、別記4に定めるところにより事業実績報告を作成し、地方農政局長に報告する。

第5 関係施策との連携

都道府県及び市町村は、本事業を実施するに当たり、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）による人・農地プラン又は地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）による経営再開マスタープラン（以下単に「人・農地プラン」という。）の作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）又は農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）に基づき地域で進められる農地集積の取組と連携するよう努めるものとする。

第6 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、青年農業者等育成センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の11に規定する拠点をいう。以下同じ。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する者をいう。以下同じ。）、農業協同組合、農業委員会、都道府県普及指導センター、地域農業再生協議会等の関係機関は、互いに密接に連携することとし、特に、支援の対象となった就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

第7 その他

事業実施主体は、本事業の具体的実施に関し、本実施要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、農林水産省経営局就農・女性課に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。

附 則（令和2年1月30日付け 元経営第2478号）

この要綱は、令和2年1月30日から施行する。

別表

事業内容	事業実施主体	補助率
<p>I 新規就農支援緊急対策推進事業</p> <p>1 就職氷河期世代の新規就農促進事業（別記1） 就農に向けて、都道府県等が就農に有効と認める研修を実施する道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家又は先進農業法人等（以下「研修機関等」という。）において研修を受ける者に対して資金を交付する事業。</p> <p>2 地域における受入体制の構築支援事業（別記2） 就職氷河期世代を含む潜在的な就農希望者を就農に導くため、受入体制の事例調査・分析、優良サポート地区等の認証基準作成、新規就農相談窓口研修の実施等就農検討段階から農業への定着まで一貫した支援体制の構築を支援する事業。</p> <p>3 シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業（別記3） 研修機関が実施する実践研修等に必要となる費用の助成を行う事業。</p>	<p>全国農業委員会ネットワーク機構 都道府県又は青年農業者等育成センター（1の場合に限る）</p>	<p>定額</p>
<p>II 新規就農支援緊急対策整備事業（別記4） 就職氷河期世代等に対するリカレント教育を実施するために必要となる研修教育施設及び設備を整備する事業。</p>	<p>都道府県、市町村又は民間団体</p>	<p>1/2以内</p>

番 号
令和 年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道・公募選定事業にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

○ ○ ○ ○

新規就農支援緊急対策事業交付決定前着手届

事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
		うち国費			